

第1章 プラン策定の基本的な考え方

第1節 プラン策定の趣旨

県では、2015（平成27）年12月に策定した「やまなし森林・林業振興ビジョン」において、「材」、「エネルギー」、「場」の3つのキーワードにより、基本方針及び施策の方向性に基づき、様々な取り組みを進めてきました。

こうした中、2016（平成28）年5月の森林法の改正や、2019（平成31）年4月の森林経営管理法の施行、森林環境譲与税の譲与開始など、森林・林業行政は大きな転換期を迎えています。

また、戦後から高度経済成長期に植えられた人工林資源が充実し、利用期を迎えた50年生以上の人工林が6割を超える中、2018（平成30）年12月に大月市内において大型木質バイオマス発電施設が、また、2019（令和元）年5月に身延町内において大型合板工場が稼働するなど、県産木材の需要が高まっています。

このような情勢の変化に対応し、本格的な利用期を迎えた人工林資源の有効活用による林業の成長産業化を実現するため、林業の生産性向上や県産材の需要拡大、林業の担い手の確保・育成、木材産業の振興などによる、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林資源を循環利用する取り組みの推進が必要です。

また、地球温暖化防止や災害防止、水源涵養^{かんよう}、保健休養等の様々な機能に対する県民の期待や、全国的に頻発・激甚化している豪雨災害などに対応するため、荒廃した人工林の整備や山地災害防止対策など、森林の公益的機能の強化が必要です。

そこで、本県の森林・林業・木材産業が目指す将来像を描いた上で、「森林の公益的機能の強化」と「林業の成長産業化の推進」を2本の柱に施策の基本方針と展開方向を示した新たな計画として「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」を策定しました。

このプランは、本県の森林・林業・木材産業行政の指針となるものであり、山梨県総合計画の部門計画として位置付けられるものです。

第2節 計画期間

本プランの計画期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とします。